

自治基本条例への取組み

長野県 飯田市議会

飯田市について



- 面積 658.76 km²
(林野率 約85%)
- 人口(H21 12月末) 105,796 人
(高齢化率 27.8%)
- 世帯数(H21 12月末) 37,854 世帯
- 標高(市役所) 499.02 m
(農地は350~1,000m)
- 気象(H18) 平均気温 13.3℃
年間降水量 1,622.5 mm

古来、交通の結節点・要衝：東山道、遠州街道・三州街道、天竜川通船、国鉄飯田線



多様なくらし 山・里・街



静かに時間を刻む山村

脈々と歴史を育む里



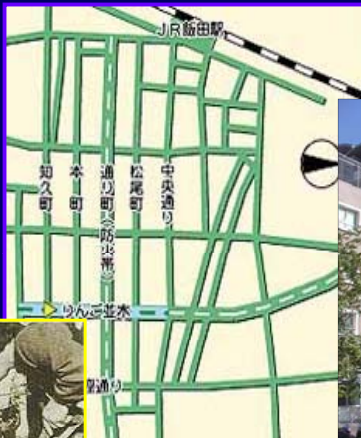
「ハレの場」として発展して来た街

人形劇とりんご並木のまち

1947(S.22)大火
市街地の80%を焼失



焼け野原に中学生
が40本のりんご
の木を植えてから
半世紀が過ぎた。



小さな世界都市飯田 「いいだ人形劇フェスタ」



31年目を迎えた、日本最大の人形劇の祭典。
昨年度は、世界人形劇フェスタとして、世界各国、日本
全国から300を超える人形劇団が集った。
地域100会場250公演の地域平面の祭典。
2千人を超えるボランティア市民がこの祭典を支える。
■いいだ人形劇フェスタ2009・8/6(木)～8/9(日)に実施

1 飯田市自治基本条例の制定の背景

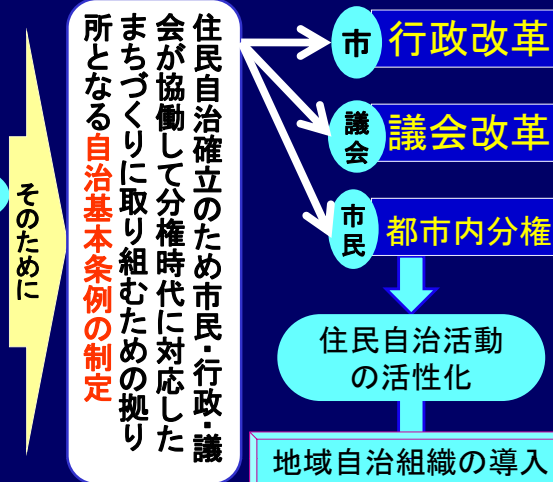
中央集権統治機構の制度疲労

地方分権の推進
(地方分権一括法)

団体自治の充実

- ◆地方の自立
- ◆地方の企画立案能力の向上
- ◆地方の統治能力の向上

↓
求められる
自治体の自立



そのために

2 自治基本条例の制定に向けた 取り組み経過（概要）

9

わがまちの“憲法”を考える市民会議の設置（平成16年度）

ア 全国で初の議会が設置した市民会議

←議長が各委員に委嘱状を交付

H16.5.20発足 公募委員8名、学識経験者4名、議員8名、市職員4名 合計24名
(うち 女性委員7名)

イ 公募委員は定員8名に対して19名の応募

→ 論文により選考 任期 H16.5.20～H17.3.31 (無報酬)

ウ 全体会議14回(平日夜間開催) 分科会6回 別に運営委員会15回

H16.11 市民会議の中間報告書を議会だより臨時号として全戸に配布。

H16.12 最終答申書 答申書の提出をもって市民会議の活動を終了。

エ 最終答申書を基に「自治基本条例の基本的な考え」を

まとめた <H16.12末> → 市長に対して検討を依頼

オ 法制担当職員が議会事務局に兼務発令(H17.2)

カ 全議員による検討会を開催(2回)

10

自治基本条例特別委員会の設置（平成17年度～18年度）

ア 正副議長を含む委員10人で構成(H17.5)

イ 条文素案の検討

起草委員会を設置 (17回) (32回)

【検討のサイクル】

起草委員会—特別委員会—起草委員会—特別委員会—全議員へ
(原案) (検討) (修正) (確認)

ウ H17.9月末に「特別委員会の条文素案」

エ H17.12月末に「市議会の条文素案」(全議員検討会で決議)

→ 市長に対して検討を依頼 → H18.2月に回答あり。

オ 議会だより臨時号の発行(H18.2月1日付け)

→ 条文素案の内容を分かりやすく説明して、全戸に配布

11

地区説明会の実施(H17.10月～11月)

飯田市議会として初の試み。平成17年度市政懇談会と合わせて実施。市内20地区で開催、約1,800人の参加

☆説明会では条文素案を示さなかったために、条文素案がまとまったところで、再度説明会を開催することを約束した。

第2回地区説明会の実施(H18.2月～3月)

市議会単独で開催、1,364人の参加。

→ 議会だより臨時号に基づき、条文素案の内容について説明。

各地区ともに活発な意見交換が行われ、多くの貴重な意見を得た。

12

条文原案の作成

- ① 地区説明会の意見や市長部局の検討結果等を参考に、条文素案の見直し作業を実施。
- ② 全議員による検討会を経て、H18.6.1の全員協議会において、議長発議により「市議会の条文原案」として決議した。
→ 直ちに市長に対して意見を求めた。

パブリックコメントの実施

- ① 条文原案について広く市民からの意見を求めるため、6月15日から7月10日までパブリックコメントを実施。市議会のホームページほか、市役所受付、支所、公民館、市立病院等でも希望者に配布した。
- ② 期間中に、延べ10人から42件の意見が提出された。提出された意見は、議会の考え方を付して市議会のホームページで公表するとともに、直接本人にも回答した。
- ③ 7月10日、市長から条文原案に対する意見が提出された。(1項目)

13

自治基本条例シンポジウムの開催(H18.7.22)

- ① 飯田市にとって自治基本条例の必要性を市民の総意で再確認し、条文原案の内容周知を図るために、シンポジウムを開催した。
- ② 東京大学名誉教授大森彌先生による基調講演会と市長、連合自治会長、元市民会議座長・委員、条例特別委員長らをパネリストにパネルディスカッションを実施。約400名の参加を得て、フロアとステージが一体となって住民自治、自治基本条例について考えることができた。

条例案の作成

意見募集、シンポジウムで出された意見を反映させて条例案をまとめ、全員協議会で決議した。(H18.8.25)

14

飯田市自治基本条例を可決

平成18年第3回定例会の最終日(18.9.21)に、「飯田市自治基本条例案」を議会議案として提出し、自治基本条例特別委員長の提案説明の後、質疑、討論、採決と続き、全会一致で可決。

その他の活動

- ① 先進地視察の実施 H17.7月 四日市市、豊田市
- ② 大森彌氏による「地方自治講演会」の開催 H17.9月 120人参加
- ③ 信州大学経済学部大学院生を対象に、「地域社会論」の講義 (H18.8.8、H19.6.22)
- ④ 日本NPOセンター主催の研究会議(横浜市)にて事例報告(H19.2.5)

15

特別委員会から議長に対して要望書を提出

飯田市自治基本条例の成立を受けて、自治基本条例特別委員会から、今後市議会として取り組んで欲しい次の事項について、要望書として議長に提出した。

- ア 飯田市自治基本条例の普及・啓発に取り組むこと。
- イ 市政に関する重要な計画等の議決事項追加について調査・研究に取り組むこと。
- ウ 飯田市自治基本条例に規定されている政治倫理、調査研究活動及び開かれた議会運営等の調査・研究に取り組むこと。

議会議案検討委員会の設置

自治基本条例特別委員会からの要望書を受け、議長は要望事項の調査・研究を行うため、同委員会に代わり、「議会議案検討委員会」を設置することを宣言した。

16

2 今後の活動等

(1) 市民への周知、普及を図り、運用状況を検証する

飯田市議会が制定した自治基本条例は、「市民主体の原則」、「情報共有の原則」、「参加協働の原則」の三原則に基づいて、市民主体の住みよいまちづくりを進めることを目的としています。

この条例を制定する過程においても、この三原則に基づいた進め方が基本であると考え、市民の皆さんと一緒に作り上げるという立場に立ち、市民会議の設置や地区説明会の開催など、市民との対話を大切にしてきました。

条例を作ることが最終目的ではなく、制定後に広く誰からも認められて、いかに生きた条例として運用され、実効性のある自治基本条例となるかに、本条例の制定の意義があるものと考え、今後はまず、自治基本条例の普及・啓発に努め、市民とともにその運用状況を検証していくことが大切であると考えています。

17

(2) まずは、議員みずからが変わること。

自治基本条例の制定によって、直ちに大きな変化が現れるということは難しいと思います。市民・議会・行政がそれぞれの役割を認識し、「市民主体のまちづくり」を進めるために、少しずつ意識を変えていくことが大切であると考えます。

その中でも特に、議員が本条例の理念・内容を熟知し、これを忠実に実践し、市議会の役割を果たすことが求められていると考えます。

議会が変わることで行政が変わり、議会と行政が市民主体の市政運営を行うことで、市民の市政に対する関心が高まり、市民が変わってくるという相関関係にあって、自治の担い手である3者が変われば、必ずや飯田市全体が変わることを信じて、まずは議員一人ひとりが意識を変えていくよう努力します。

18

3 自治基本条例制定を起点に さらなる議会改革へ

19

議会におけるチェック機能の強化

重点協議項目
行政評価の活用

議会が行政評価を活用して第5次基本構想
基本計画の進行管理に関与する(H20~)

- ◆飯田市自治基本条例第22条に規定する市議会の責務を果す。
- ◆地方自治法第96条第2項に基づき議決事件とした第5次基本構想基本計画(政策施策体系)の進行管理に関与することで責任を持つ。

施策及び事務事業の取組状況を評価しその結果を踏まえて決算の認定を行うことで、目指す都市像:文化経済自立都市の実現に向けた役割を担う。

(市議会の責務)

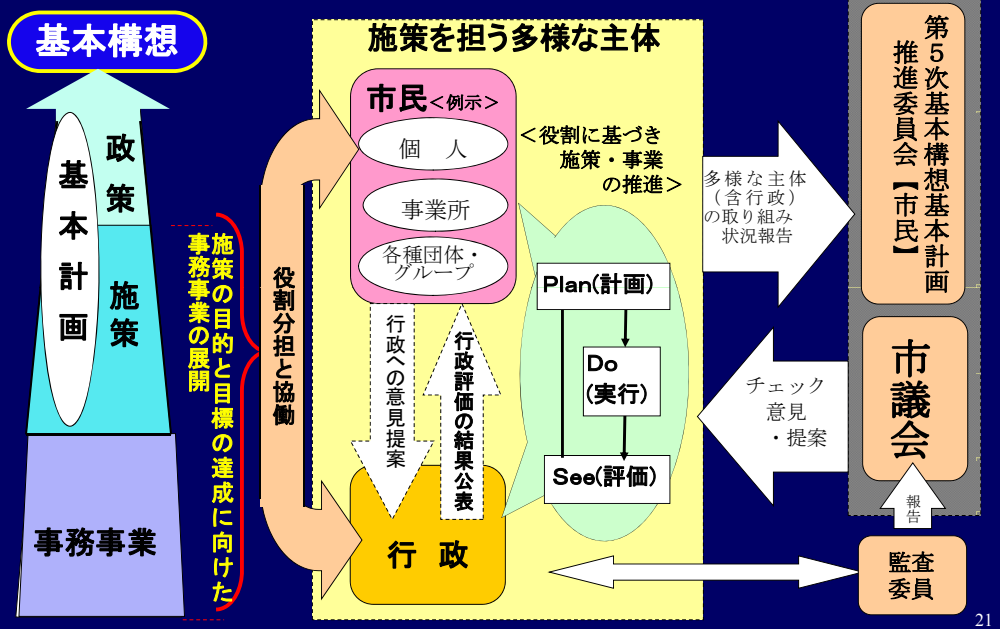
第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。

2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

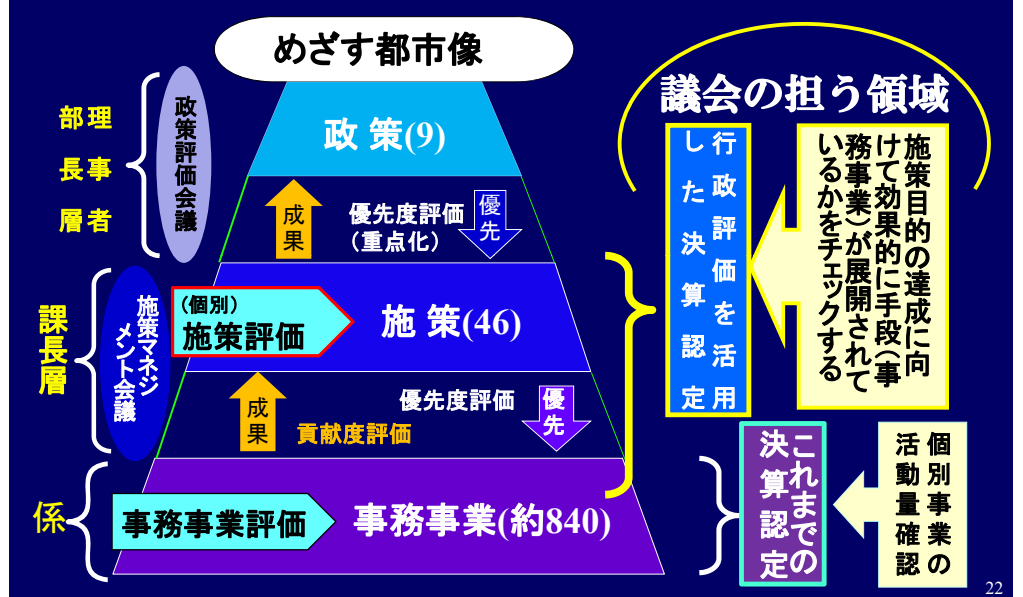
3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

20

第5次基本構想基本計画の進行管理 全体イメージ図



議会としての取り組み～行政評価手法の導入～



議会活動報告会の開催

自治基本条例の理念に基づき開かれた議会運営を行う

21年度の内容

- ◆日程
11月5日～11月30日(計6日間)
市議会とまちづくり委員会の共催による
- ◆相手方
20地区のまちづくり委員会の役員ほか
計487人の参加
- ◆全体会
議会改革の取り組み内容の報告
- ◆分科会
第3回定例会の審査状況の報告、行政評価の取り組み状況の報告
議会に対する意見や地域課題についての意見交換

開催に向けて検討中

23

4 「ムトス」を合言葉にまちづくり

4 「ムトス」を合言葉にまちづくり

24

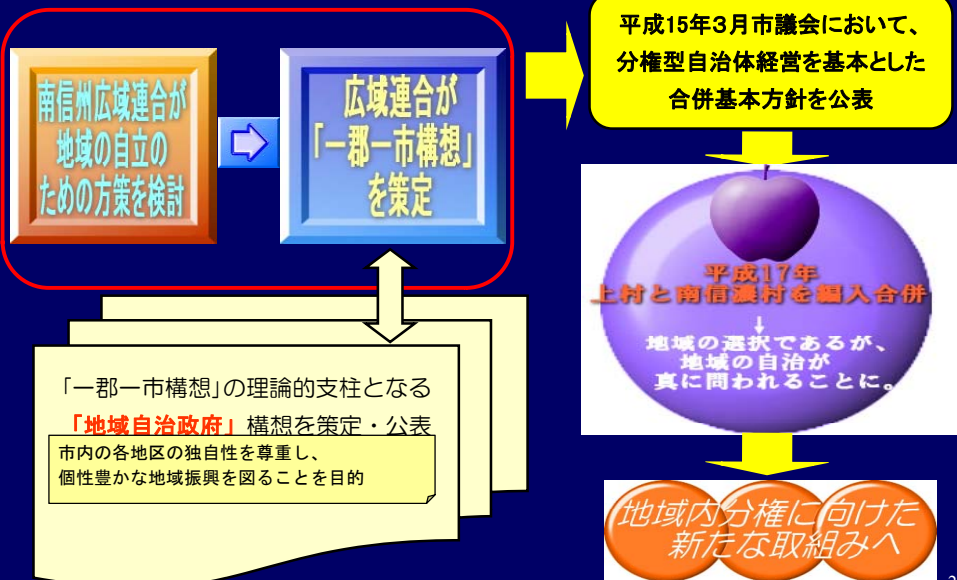
「ムトス」とは

飯田市における「まちづくりの合言葉」

「ムトス」とは、広辞苑の一番最後に出でくる言葉の「んとす」のこと。
 「〇〇しようとする」という、行動への意志や意欲を表す言葉。
 まちづくりの主役は、市民自身であることを基本に、自分たちの住んでいるところを愛着を持って、明るく住みやすい地域にしようと、これまでに「ムトスの心でまちづくり」を合言葉に、まちづくりに取り組んできた。
 昭和56年頃、飯田市は「10万都市構想」を打ち出し、そのときスローガンとして、信州大学名誉教授の玉井袈裟男(たまい けさお)氏から「ムトス飯田」が提案され、採用したのがきっかけとなった。
 飯田市では、市民のムトス精神に基づいた先進的な活動を支援するため、「ムトス飯田まちづくり助成事業」を昭和57年から実施している。

5 飯田市の地域自治組織

地域の自立に向けた取組み

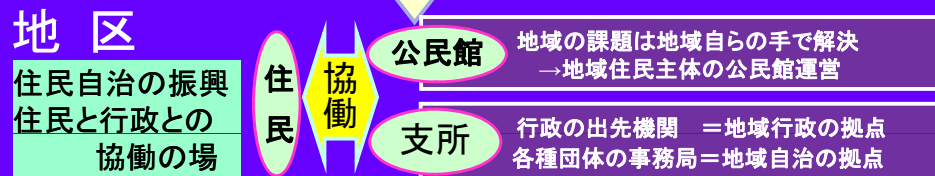


地域自治組織導入という分権型運営に移行しやすい環境が形成されていた。

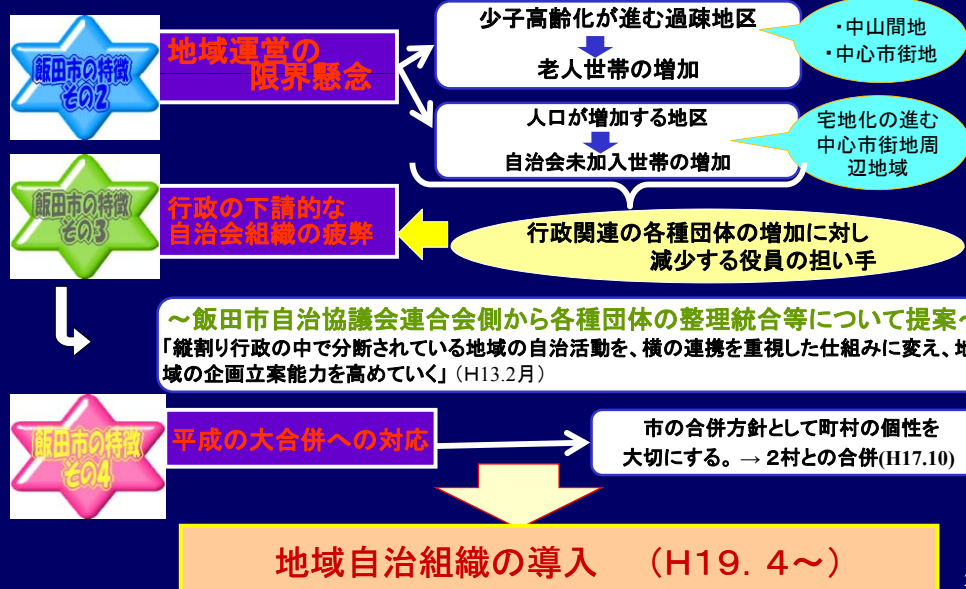
- ◆市制施行:昭和12年4月1日
- ◆昭和30年以降、2町13村と合併して現在に至る→「地域連合」的な意識計6回(S31, 36, 39, 59, H5, 17年)

★合併に際し、地区(旧町村単位)に市役所の支所と公民館を設置
 地域の歴史・文化に基づく特色の保持を重視した歴代首長の方針

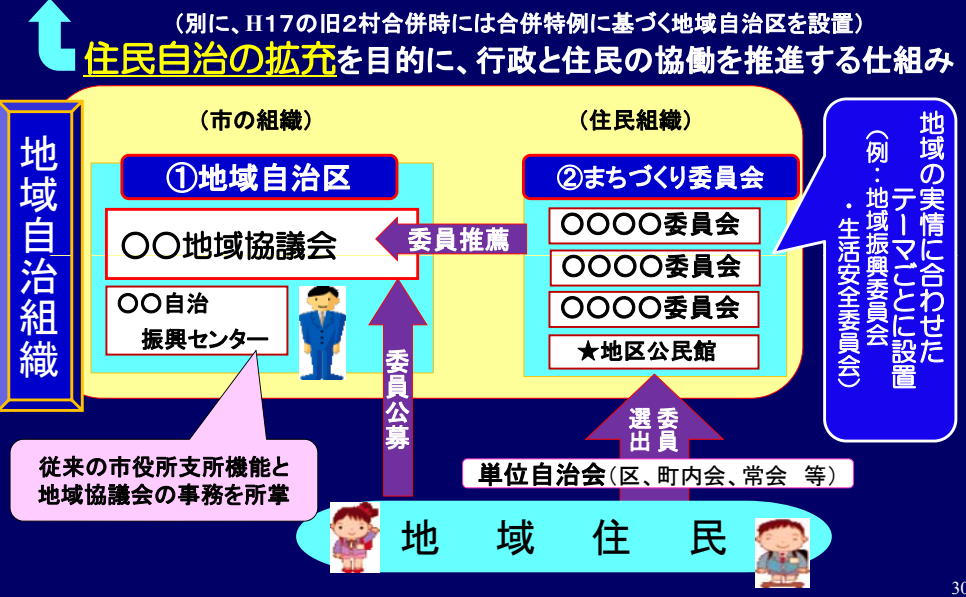
- ・支所へ支所長(係長級)以下職員(2~4人+保健師)配置
- ・公民館へは、若手・中堅職員を公民館主事として配置



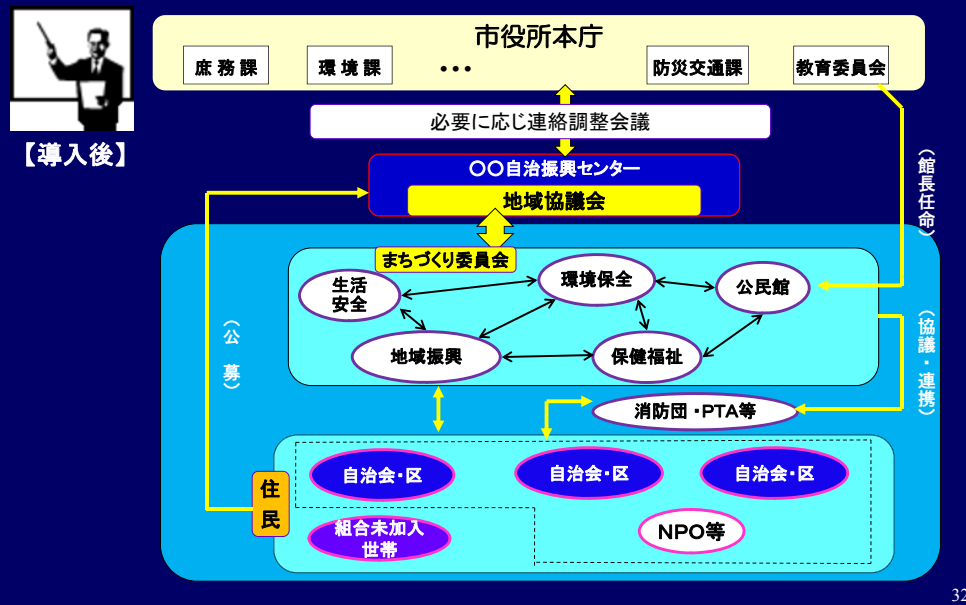
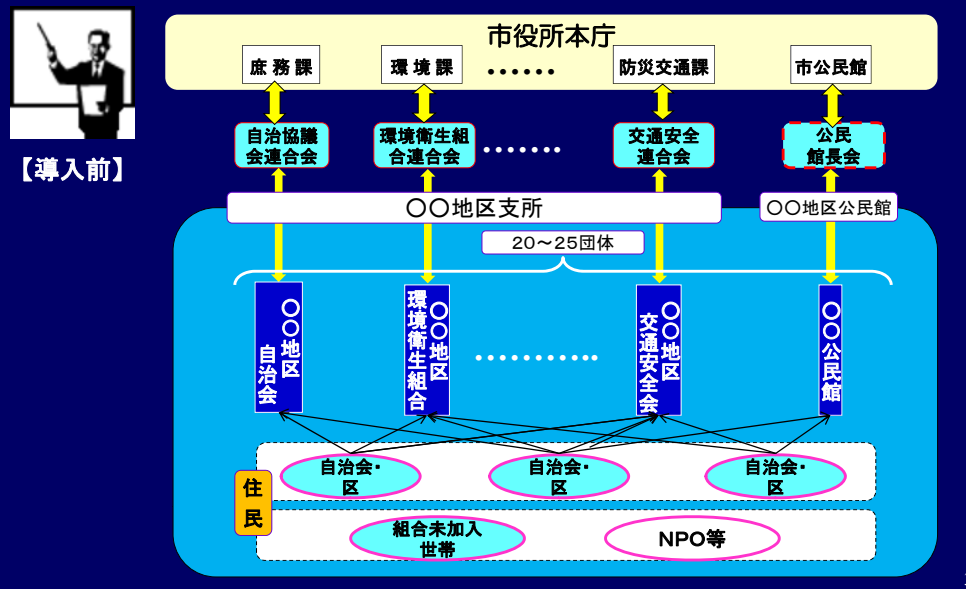
自治会と公民館を中心とした地域運営から地域自治組織へ



◆H19.4 市内18地区へ地域自治区の設置



<参考>地域自治組織導入前後における情報や予算の流れ



地区への支援

- 自治振興センターの支援
- ・事務補助 参加
- パワーアップ地域交付金【20地区】
- ・交付金額 1億円(20年度)
- ・用途
 - ・共同及び共益的な事業
 - ・住民の創意よる地域づくり事業
 - ・まちづくり委員会の運営費用
- ・各地区配分割合
- ・均等割 3割
- ・人口割 7割

33

新たな事業の展開

- 家庭ごみを使った花いっぱい活動(ラベンダー活用したまちづくり)【橋南地区】
- 桜を愛するまちづくり【東野地区】
- 学び合い、育ち合える地域づくり(独自の土地利用設定)【座光寺地区】
- 桜の里づくりによる地域づくり(女性委員会が桜にこだわったものを開発)【下久堅地区】
- 旧街道等を活用した地域づくり【上久堅地区】
- 自ら地区に係る福祉事業(地域で保育園を運営)【千代地区】など

34